

虐待防止のための指針

株式会社 RSK サポート



児童発達支援
放課後等デイサービス

す み れ

1. 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方

障がい者虐待防止法及び児童虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、利用者の人権の擁護、利用者に対する虐待の禁止、虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

- ①身体的虐待:利用者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること
- ②ネグレクト:利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること
- ③心理的虐待:利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用者に著しい心理的な外傷を与える言動を行うこと。
- ④性的虐待:利用者にわいせつな行為をすること又は利用者をしてわいせつな行為をさせること
- ⑤経済的虐待:利用者の財産を不当に処分することその他当該利用者から不当に財産上の利益を得ること。

2.虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

虐待発生防止に努める観点から、「虐待防止委員会」(以下「委員会」という。)を組成します。
なお、本委員会の統括責任者は代表者とし、管理者兼児童発達管理責任者を「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者(以下担当者)」とします。

委員会は、担当者が招集します。(年1回以上)

委員会の議題は、次のような内容について協議するものとします。

- ・虐待の防止のための指針及び対応マニュアルの整備に関すること
- ・虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ・虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ・職員が虐待等を把握した場合、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ・虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ・再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

3. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する虐待防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識の普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止を徹底します。

- ・虐待防止法の基本的考え方の理解
- ・虐待の種類と発生リスクの事前理解
- ・早期発見・事実確認と報告の手順
- ・発生した場合の改善策

実施は、年1回以上行います。また、新規採用時には必ず虐待防止のための研修を実施します。研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。

4. 事業所内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針

虐待又はその疑いが発生した場合には、速やかに市町村に報告とともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

5. 虐待発生時の対応に関する基本方針

職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、担当者に報告します。虐待者が担当者本人であった場合は、統括責任者に相談します。

担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行います。虐待者が担当者の場合は、統括責任者が担当者を代行します。また、必要に応じ、関係者から事情を確認します。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理します。事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。

上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談します。

事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯を踏まえ、委員会において当該事案がなぜ発生したのかを検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。

施設内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告します。

必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行います。

6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

虐待防止のための指針は、求めに応じていつでも利用者及び家族等が自由に閲覧できるように、当法人のホームページに公表します。

附則

この指針は、令和4年4月1日より施行する。

委員会の構成と役割

虐待防止検討委員会の責任者	代表者
虐待防止対策の担当者	管理者兼児童発達支援管理責任者
各担当職員のチェックリスト、 ヒヤリハット事例の報告・分析	管理者兼児童発達支援管理責任者 及び職員
第三者、専門家	協力医療機関の医師、 地域包括支援センター或いは行政の担当者 等